

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条第5項
処 分 の 概 要：猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（許可）、第11条第5項
処 分 基 準： 当該銃砲等を許可に係る用途に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：